

平成18年7月25日（火）

於・虎ノ門パストラル 新館5階「ローレル」

第9回水産政策審議会議事録

水産庁

第9回水産政策審議会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年7月25日 午前10時00分

閉会 平成18年7月25日 午前11時00分

2. 出席した委員の氏名

井上 繁	小野征一郎	金子 彰	小林 嗣宜	桜本 和美
中田 英昭	西橋久美子	服部 郁弘	浜中 数子	原田 厚
福島 哲男	増田 淳子	三鬼 楠好	宮原 邦之	森川 良子
山内 皓平				

3. 水産庁側出席者

宮腰農林水産副大臣 小林長官 中前次長 竹谷漁政部長 井貫増殖推進部長
影山漁港漁場整備部長 末永審議官 塚本漁政課長 坂井企画課長
三浦水産経営課長 浅川加工流通課長 長谷漁業保険管理官 武田管理課長
森田指導監督室長 中田遊漁・海面利用室長 重研究指導課長
小田巻漁場資源課長 長尾栽培養殖課長 橋本計画課長 宇賀神整備課長
小關防災漁村課長

4. 報告事項

委員の辞任について

分科会及び部会の調査審議について

水産基本計画の変更についての中間論点整理

5. 議 事

別紙のとおり

1. 開 会

1. 委員の出欠状況について

1. 農林水産副大臣挨拶

1. 配付資料の確認

1. 議 事

(報告事項)

委員の辞任について

分科会及び部会の調査審議について

水産基本計画の変更についての中間論点整理

(その他)

1. 閉 会

開 会

塚本漁政課長 おはようございます。

それでは、定刻でございますので、ただいまから第9回の水産政策審議会を開催いたします。

委員の出欠状況について

塚本漁政課長 それでは、最初に委員の出欠状況について御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされておりますけれども、本日は、委員19名中、現在15名の方が出席されております。定足数を満たしておりますので、本日の水産政策審議会は成立いたしております。

後ほど、原田委員、おくれて御到着の予定でございます。

農林水産副大臣挨拶

塚本漁政課長 それでは、開会に当たりまして、宮腰農林水産副大臣より御挨拶を申し上げます。

よろしく申し上げます。

宮腰農林水産副大臣 皆さん、おはようございます。

第9回の水産政策審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと存じます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

本年1月に水産基本計画の見直しを当審議会にお願いをいたしまして以来、これまで企画部会、漁業経営・資源管理小委員会及び加工流通消費小委員会におきまして、計17回にわたり活発な御議論を賜りました。本日の審議会におきましては、この半年間のこうした御議論を取りまとめた中間論点整理が報告をされますが、ここに至りますまでの、小野会長を初めとする各委員の御先生方の御尽力に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

我が国水産業・漁村は、国際化の進展や資源状況の悪化、高齢化の進行など、さまざまな面で大変厳しい状況にあります。国民の大きな期待にこたえ、豊かな国民生活に貢献する水産業・漁村を確立していくためには、今直面している課題に的確に対応すべく、スピード感を持って水産政策の改革に取り組む必要があるというふうに考えております。今回の中間論点整理は、その一つの節目となるものと考えております。

御案内のように、農業の部門におきましては、戦後農政の最大の改革と言われる今の改革の中身が、いよいよ19年度から始まるようとしている大変重要な時期に差しかかってきております。水産業につきましても、これまでのいろいろな施策をそのまま継続していくということではなくて、新たな課題に、現場の方々あるいは加工・流通・消費にかかわる方々が、これからも夢と期待を持ってしっかりと頑張っていけるような、そういう政策を構築していく必要があると考えております。

委員の皆様方におかれましては、基本計画の見直しを初め水産政策全般につきまして、引き続き、忌憚のない御意見を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、一言、御挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

塚本漁政課長 副大臣、ありがとうございます。

配付資料の確認

塚本漁政課長 次に資料の確認ということで、お手元に資料一覧があると思います。3種類ございまして、資料1が委員名簿、これは1枚でございます。それから、資料2が分科会・部会の調査審議一覧という1種類のもの、それから、資料3といたしまして中間論点整理、こちらの方は5つの種類がございます。資料3の1、2、

3、4、5というふうになっておりますので、御確認をお願いいたします。
それでは、議事の方は、会長、よろしくをお願いいたします。

議 事

(報告事項)

委員の辞任について

分科会及び部会の調査審議について

小野会長 早速、議事に入ります。

それでは、報告事項の委員辞任についてと、分科会及び部会の調査審議事項について、御説明をお願いいたします。

塚本漁政課長 それでは、最初に委員の辞任についてでございます。企画部会と施策部会に所属されておりました野村一正委員につきましては、都合によりまして6月30日付けで辞任をされましたので御報告申し上げます。

続きまして、分科会・部会の調査審議について御説明申し上げます。資料 2 というものでございます。こちらの方で、各部会・分科会、前回の総会から約1年間、どの程度開いたか、どんな審議内容で行われたかを一覧にして取りまとめております。

最初が企画部会でございます。先ほど、副大臣から御挨拶申し上げましたように、17回実施されております。企画部会の中に、加工消費流通小委員会と漁業経営・資源管理小委員会の2つの小委員会を設けまして、水産基本計画の見直しを中心に御議論いただいたわけでございます。それで先般、本日御報告申し上げます中間論点整理として取りまとめいただいたものでございます。

それから、1枚めくっていただきまして3ページのところが施策部会でございます。これは、御存知のように、水産白書を中心に議論をしていただいております。3月末に取りまとめをいただいております。

それともう一つ、次のページですが、4ページ、資源管理分科会、これにつきましては5回ほど開催いただきまして、特に漁業法関係の各種諮問・答申、ここに書いてありますようなことについて御審議いただいたということでございます。

最後が、6ページにございます漁港漁場整備分科会が4回開かれております。特に昨日、漁港漁場整備基本方針の変更、それから、長期計画の策定につきまして諮問をいたしておりますので、今後、御議論をいただくことになると思います。

私の方からは、以上でございます。

水産基本計画の変更についての中間論点整理

小野会長 続きまして、報告事項の水産基本計画の変更についての中間論点整理について、事務局から御説明をお願いいたします。

坂井企画課長 それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。5つの資料で構成をされております。資料3-3が中間論点整理本体でございますので、この資料につきまして簡潔に説明をさせていただきたいと思います。

その前に、資料3-4で用語集、資料3-5で参考資料を添付させていただいております。審議会での御議論を踏まえまして、できる限り、一般の方にもわかりやすい中間論点整理にするという観点から、用語集、参考資料を作成させていただいたところでございます。

それでは、資料3-3でございますが、5つのパーツで構成をされておまして、まず「はじめに」のところでございますが、これは、実は資料3-1のポンチ絵をごらんいただきたいと思います。御案内のように、水産基本計画、10年間にわたる水産施策についての基本的な指針を定めるということで、1月以来、審議会に御議論をいただいて、中間論点整理ということで取りまとめをいただいたところでございます。

ここに書いてございますように、水産庁といたしましては、中間論点整理に盛り込まれた事項、この中で可能なものは19年度の予算なり、制度改正ということに具体化の努力をするとともに、今後、また水産政策審議会に御議論をいただいて、来年3月の新たな水産基本計画の策定に向けて御検討いただければということで考えております。

また、資料3-3に戻っていただきまして、「はじめに」の最後の部分に書いてございますが、この水産政策の改革につきましては、漁業者を初めとする関係事業者だけでなく、幅広く消費者、国民全体の御理解、また意見をいただいて進めていくことが必要だと考えておりますので、私どもとしましては、本日報告をいただいた、この中間論点整理につきまして、できる限り幅広く説明をするとともに、また幅広い意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目でございますが、水産業・漁村をめぐる情勢の変化ということで、2ページ以降に5点、記述されております。

第1点目は、食の外部化、スーパーマーケットの販売シェアの上昇などの消費流通構造の変化でございます。

第2点目は、世界における水産物需要の高まり、こうした中での他国との購入競争に敗れる、いわゆる買い負けの発生。また一方、我が国の輸出が昨年は2割増加ということで輸出が伸びているという国際化の進展と水産物の世界的需要の高まり

の点でございます。

また、我が国漁業をめぐる状況としまして、3点目に資源状況の悪化ということで、我が国周辺水域の半数以上の資源が低位水準にあること、また世界的にも資源状況が悪化している点が記述をされております。

4点目は漁業生産構造の脆弱化でございますが、就業者、また船齢の高齢化が進行している状況でございます。

さらに5点目に、水産業・漁村に対する国民の期待の高まり、自然環境の保全をはじめとする多面的機能への期待の高まりが見られるところでございます。

3番目のパーツとしまして、現行基本計画に関する検証につきまして3ページから5ページにかけて記述されております。現行基本計画、食用魚介類、あるいは魚介類全体の自給率、生産量の目標について設定をしておるところでございますが、生産量が現状のまま推移した場合、このような前提条件付でございますが、自給率目標の達成、例えば食用魚介類につきましては平成24年に目標65%となっておりますが、こういった自給率目標の達成は厳しい状況にあるといった点が記述されております。

4番目が、政策改革の方向性ということで5ページ以降に記述をされております。大きく4つの項目に分かれております。

1点目は、水産資源の回復・管理の推進でございます。経営改善に、できる限り結びつく取り組みを含め、我が国の排他的経済水域等における資源回復・資源管理を推進することが必要な点、また国際的には、IUU漁業対策を初めとする取り組みを強化することが必要な点。また水産エコラベル、これは生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることをあらわすラベルでございますが、その導入の検討の必要性について述べられております。

2番目は、将来展望の確立と国際競争力のある経営体の育成・確保でございます。7ページ以降でございます。関係漁業者、企業の需要動向を前提に、一定の経営体に資源施策を集中することが必要な点について記述をされております。具体的には、省エネ・省人型の代船取得や収益性重視の経営への転換、こういったことを促進するための構造改革対策を実施することが必要な点、また、収入変動の影響を緩和する経営安定対策の導入の検討が必要な点が述べられております。

このほか、漁協改革の促進、意欲と能力のある若者や他産業経験者の就業の促進、また新技術の企業化等を促進する観点からの規制緩和の検討の必要性が述べられております。

3点目は、水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開でございます。12ページ以降に記述をされているところでございます。

この項目の中で、一つの論点としては産地の販売力強化と流通の効率化の必要性

でございます。産地市場の統廃合や買参権の開放、こういった市場運営の改革といったことも進め、市場を核とした流通拠点を整備する必要性が述べられております。また、併せて需要者との直接取引など、地域の創意工夫のもとに多角的な流通経路を構築する必要性が述べられております。

また、調整保管事業の効率的な運用、さらには水産物輸出の振興、また消費者へ情報を伝達する、情報を提供する機能の強化といった観点から、食育もまた推進をしていく、さらに鮮魚販売員の育成、鮮魚小売業の振興の必要性が述べられております。

第4点目でございますが、漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮でございます。14ページ以降に記述をされております。

まず、排他的経済水域等における基礎生産力の向上に向けた集中的な取り組みの必要性、また生産コストの削減や衛生管理の強化に必要な、競争力の強化に必要な漁港機能の充実の必要性が述べられております。

さらに、地域の主体性、創意工夫による漁村づくりの推進、また藻場、干潟の維持管理等、漁業者を中心とする環境生態系保全活動の促進方策について検討の必要性が述べられているところでございます。

最後に、5番目の項目といたしまして、16ページ以降に、今後の水産施策の展開に当たって留意すべき点について、4点記述されております。1点目は、メリハリのきいたわかりやすい政策体系の構築、2点目が、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開、3点目が、事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進、そして、最後に4点目が、改革の工程管理と必要に応じた施策の改善の必要性について述べられているところでございます。

以下、中間論点整理の最後のパーツとしまして、審議会の開催状況、また御参加いただいた委員の名簿が添付されているところでございます。

以上でございます。

小野会長 ただいまの説明に基づきまして、資料3-3、それから、用語集、3-1及び3-2に要約がありますけれども、議論していこうと思います。

それで資料3-3、全部で十何ページあるんですが、見ていただきますと、1、はじめにがありまして、それから、2ページ目に水産業・漁村をめぐる情勢の変化、それから、3、現行基本計画に関する検証、これが3ページですね。それから、5ページに政策改革の方向性というのがありまして、これがずっと続きまして、最後の5が16ページにありますけれども、この5ページから16ページの4が全体の中心になっているという構成になっております。

それで、全部合わせてというのも議論しにくいでしょうから、一応、最初の1、はじめに、2、水産業・漁村をめぐる情勢の変化、3、現行基本計画に関する検証、

これは、いわば前書きに当たる部分ですけれども、この5ページの初めぐらいまでの部分について、何か、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

宮原委員。

宮原委員 今までの検討、いろいろしていただいて、また、私どもの発言も相当取り入れて修文もしていただいたことについて、まず感謝を申し上げたいと思います。

前回の企画部会でちょっとお尋ねをしたところ、今後、秋の段階において具体的な基本計画の中身を御審議いただくということでございますので、そういった方向性で発言をさせていただきたいと思います。

まず、資源の検証のところでも申し上げる話だろうと思いますが、一つは安定供給について申し上げたいと思います。今年の白書においても「買い負け」という記述をしていただいております、日本が、かつて独占的に輸入をしていたことから、国際競争力が輸入についてもあるんだということが国民に知らしめられたところがございます。こういった事態につきましては、水産基本法が、第2条で「国民に対する水産物の安定供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ」ということを書いてございます。そして、「我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行わなければならない」という規定がございまして、現在の状況を既に13年の制定当時から予測をしているということで、基本法の見通しを改めて敬意を表すところでございますが、こういう状況を踏まえまして、輸入水産物による供給の可能性なり見通しを厳しく行う必要があるのではないか、また、この上で自給率の検討に当たっては、国の責務であります国民の需要にこたえる安定供給のあり方を、今後、秋の基本計画を策定する段階において御検討いただきたい、このようにお願いを申し上げます。

小野会長 輸入水産物が、今まで、日本がいわば独占的に買っていたわけですが、そういう状況が変わりつつあるという御指摘だと思います。

小林水産庁長官 今の宮原委員の御指摘ですが、確かに、基本法に既に書いてあるわけですね。あの当時、農業も含めて食料の国際的需給を考えたときに、まず、世界的に人口問題とか、資源問題、環境問題等々で、先行きの不透明性というのはずっと指摘されたわけですが、具体的な貿易あるいは具体的な商売の中で、こういった形で、いわゆる買い負けという事態が発生してくる。これは、ここ数年の新しい事態であります。ですから、一つの抽象的な意味での政策という切り口と、具体的にそういうものが出てきたという中でどういうふうに行ったかという、何と申しますか、今度の基本計画では少し画面が動いてきたなという感じがしております。

ですから、我々がこれから、まさに自給率目標を考えるときにも、今の買い負け

と言われる状況ですね、この辺は、よく業界の皆さん、いろいろな立場の皆さんの御意見等も聞きながら、また秋以降整理させてもらって、それを今後どういうふうにとらえていくのか。その上で、また自給率を含めたような施策をどういうふうを考えていくか、これは、我々も一つの大きな今後の課題であろうというふうを考えておりますので、よく頭に置いて進めていきたいと思っています。

宮原委員 よろしく願いいたします。

小野会長 どうもありがとうございました。

そのほかの御意見ございますか。

大きな3の部分、いわば前書きの部分ですが、特に、よろしいでしょうか、このぐらいで。

それでは、特になければ、場合によっては、また戻ることにはいたしまして、4、政策改革の方向性の部分に入ろうと思います。この部分が全体の核になっているわけですけれども。

それで、この4の部分を見ていただくとわかりますけれども、5ページからずっと15ページまであるわけですが、内容的には、(1)水産資源の回復・管理の推進が7ページの頭まで行かまして、7ページに(2)将来展望の確立と国際競争力のある経営体の育成・確保、資源の問題と経営体、国際競争力のある経営という問題が1、2になっております。(2)はかなり長くて、(3)として、水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開、これが12ページです。それから、14ページが漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能というふうになっております。

それで、便宜的に前半の1、2と後半の3、4に一応分けまして、最初、12ページの3行目ぐらいまで、(1)、(2)について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

宮原委員。

宮原委員 水産基本法制定以前にありました沿振法(沿岸漁業等振興法)と、それから水産基本法の大きな違いの一つに、沖合漁業と沿岸漁業の区別のところが変わっているかと思えます。かつて沿振法時代では、例えば漁船漁業で申し上げれば、10トン未満の漁船を使用していたものが沿岸漁業であったわけですが、水産基本法においては、この沿岸漁業と沖合漁業を一体的に扱うということになってございまして、ここの10ページと11ページで沿岸漁業と沖合・遠洋漁業というふうな区別の仕方があるわけですが。

何を言いたいかと申しますと、現行の基本計画においては、自給率の分子に持続的生産目標量や課題の整理をそれぞれ遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業という分け方をしているわけですが、現行の基本法においては、沿岸と沖合は一

体というふうになってございますので、新たな基本計画において、この自給率目標なり課題設定を行う場合のカテゴリーのあり方ですね。沿岸漁業、沖合漁業のままでいいのかどうか。これは基本法の趣旨にも基づいて、もう一度、今後秋に向けて御検討していただくべきではないかと、このようにお願いを申し上げます。

それから、ついでで大変恐縮でございますけれども、将来展望の確立と経営体の育成について7ページで書いていただいておりますので、大変、これはありがたいというふうに感謝を申し上げる次第でございますが、この経営体の育成と確保に向けた施策の集中につきまして、一定の経営体に施策を集中していくことになるわけでございますが、どのような経営体というふうに線引きをするかということになりますと、全国を画一的なもので分けるのではなくて、多種多様な操業形態があるわけでございますので、組み合わせといったもの、また地域の特性といったものを、今後秋の段階におきましては御検討を賜りたいと思います。

それから、11ページにも遊漁のことを沿岸漁業の中で書いていただいて、私、前回発言をして修文をしていただいたところでございますが、この点につきましても、今後の課題として遊びの域を超えた、いわゆる資源管理を無視した悪質な遊漁者等がいるわけございまして、こういった者に対する厳しい対応というものも今後お考えおきいただきたいと思います。

それからもう一つは、11ページに企業の参入等が書いてあったと思いますが、ちょっと場所が この点については、また後ほど言わせていただきます。すみません。

小野会長 幾つか御意見が出ましたが、今の点について、何か、特に御意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

論点の指摘ということによろしいのでしょうか。

宮原委員 結構です。

すみません、もう一つ。

小野会長 どうぞ。

宮原委員 10ページでございます。 の新規就業・新規参入の促進のところでございます。下から2行目の「他産業からの新規参入を促進することが重要であり、このような観点から規制緩和について検討すべきである」という、これは前回の企画部会でも私、意見を申し上げたのですけれども、秋以降の検討の場で、この問題については、また意見を申し上げたいと思いますが、現行のままでいいのではないかというのが私の考え方でございます。

小野会長 現行のままというのは、他産業経験者の就業を促進する云々……。

宮原委員 そのために規制緩和をしなくても、現状のままでも、十分新規参入はできる体制になっているということでございます。

小野会長 わかりました。

そのほかの点につきまして、御意見あるいは御質問はございますか。

宮腰農林水産副大臣 先ほどの宮原さんの、秋から、この部分についてはしっかり議論していくことになるということでもありますけれども、農業分野におきましては、やはり担い手を育成していくということと同時に、例えば遊休農地がどんどん増えてきておまして、今、千葉県と同じくらいの面積があるわけでございます。それで、農地は農地としてしっかりと利用していくためには新規参入を促進するという観点で、今考えているわけでありまして、水産分野において、今の仕組みでも新規参入は十分に可能だということについて、具体的にどういうことなのか私もよくわからないんですけれども、漁業も経営体をしっかり支援していく、一定の条件を備えた経営体を支援していくということと同時に、やはり漁業従事者が減ってきている、高齢化が進んできている、そういう中で、悪質な遊漁船などというのは、とんでもない話でありますけれども、例えば食品産業からの新規参入ですとか、そのほかの産業からの新規参入ですとか、資源管理をしっかりやっていく中での新規参入ということ、そのものについては反対ではないということを確認したいのですが、それでよろしいですか。

宮原委員 この書きぶりの基礎となる部分は他産業、特に養殖とか定置の漁業に関しまして、一般の建築業界とか、そういった漁業ではない他産業が進入をしている事例紹介がございました。そういった経緯の中で議論をさせていただいたわけでありまして、資源管理なり、それから養殖漁場の適正利用といった観点の中で、新たな他産業から進出されることについて反対をしているものではございませんし、現行法制度の中でも、そういうことが既にやられているわけでございますので、さらに促進するような仕組みをつくるまで必要なかどうかということでございます。

小野会長 今の論点について、特に御意見のある方いらっしゃいますか。

そのほかの点について、御質問、御意見ございますか。

次に行ってもよろしいですか。

それでは、12ページの安定供給に向けた加工・流通・消費、それから、14ページの漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮、これは、それぞれ問題としては、やや異なりますけれども、便宜上、この両点ですね。(3)、(4)についての御意見、御質問をお願いしたいと思います。

浜中委員。

浜中委員 12ページにあります水産物価格の安定ということですが、私も高知県ではカツオがメインの魚でございます。ほとんどの大型船はカツオ漁に出て、気仙沼から那珂湊、銚子、伊豆七島と、あちらの方で漁をしておるわけでご

ざいます。今年は漁も少なく、春のうちは高値を呼んでおりまして、これやったら今年はいいかなと思っておりまして、先月ごろからものすごい安値になりまして、キ口が70円、80円というような値段につきまして、とても経営を保っていくどころではございませんで、赤字、赤字の航海だそうでございます。

そのことを聞くたびに、私ども女性といたしまして、何かの役に立てばと思い、直販とか付加価値をつけて、たたき体験などもやりまして、一生懸命、魚価の安定を図ってまいりましたけれども、幾らやっても、やっても、このような70円ではきょうび、30年、40年前のような値段がつきますと、とても安定した値段とは言えません。

昔、40年ぐらい前でしたか、カツオの値が、最低でも200円以下に下げたらいかんというような時代がありまして、その当時は、輸入とかそういうものが入ってきておりませんでしたので、銚子とか那珂湊というところでカツオ節工場とか、ああいうところが、たくさんとれたときには250円ぐらいの値で引き取っていただけまして、何とか、その当時は漁業者はとても明るい見通しでございました。今は、幾らよその物価が上がっても油は高い。そのような中での私たち漁業者の立場といたしまして、昔のように、200円以下に下げたらいかんと、このようなことはできないかなと、いつも思っておるものでございます。それで、水産物の安定をいま一度、何かの形でお図り願えたらと思っております。

以上でございます。

小野会長 ありがとうございます。

なかなか難しい問題だと思いますが、今の価格の問題、何か、御意見をお持ちの方、いらっしゃいますか。

そのほかの御質問、御意見ございませんか。

どうぞ。

増田委員 今の200円とかいうカツオの値段を言われましたけれども、それはキ口ですか。

浜中委員 そうです。

増田委員 その話を聞いて、私は典型的な都市型の消費者なんですけれども、産地と消費地とこれほど価格が、一ケタも二ケタも違うというのは、恐らく今、カツオは100g 250円ぐらいだと思うんです。たたきにして私どもが食卓でおいしいと思って食べられるカツオというのは、それぐらいの価格だと思います。

それで、消費地と産地がこれほど乖離している場というのも、ほかの農林水産物の中でも飛び抜けているのが水産物じゃないかというのが実感で、私は、たまたま魚屋に恵まれておりますものですから小売店を活用しているんですけれども、その小売店の御主人が言うのも、中卸の店がどんどんつぶれていると言うんです。なぜ

つぶれているかということ、小売が買ってくれないからだとか中卸の店がぼやいていると言われていまして、その小売店も、そういつまでも続けられるものではないようなことをつぶやいているのを聞きますと、13ページの頭にあります小売部門の強化というところですね。いわゆる鮮魚店に対する政策的支援を少し考えないと共倒れになってしまうというのが、今、日本の水産業の実態じゃないかと思っておりますので、今後の政策的な目標として、その辺を大きな視野に入れていただきたいというふうに思っております。

以上です。

小野会長 どうぞ。

小林水産庁長官 今、まさに生産者の立場と消費者の立場と両方からございました。企画部会でもいろいろ議論をいただきましたけれども、おっしゃるとおり、産地価格と消費地価格の差が数倍あるという、これは、確かに、水産物の一つの特徴あるいは宿命でありまして、その構図をどういうふうに変えていくか、これが一つの課題であります。

今日の取りまとめにありますように、もともとありますいろいろな産地市場からの流通のあり方とか、そういうことをこれから考えていかなければいけないというのが一つありますけれども、もう一つ、生産サイドの方の取り組みとしましても、結局、あれは非常に、ある意味では市場原理が働いていまして、カツオも供給がほどほどにいつている間は、割と値はいいんですが、当然、ある時期に集中的に水揚げがありますと浜では下がってしまうということになるわけですし、そういったところをまた、どういうふうに安定的に供給していくか。これは、生産現場のとり方の問題もあるでしょうし、調整保管といった、ああいった供給をどういうふうにしていくかということもあるでしょうし、ですから、生産から消費に至るいろいろなプロセスの中で安定的な供給をどうするか、これが一つの課題だと思っております。

昨年、一番典型的なのはサンマでした。サンマが非常にとれたんですけれども、また、その販売の仕方等々ありまして、そういうものを安定的にするのにどうしていくかというようなことを業界全体の皆さんも考えてきたりして、いろいろな魚の種類によって違いますが、そういう生産から消費に至るいろいろなプロセスと仕組みを、これからの基本計画ないし具体化の中で検討していかなきゃいかんということで、今、問題を絞ってやっているところであります。

小野会長 そのほかの点で……。

4の漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産行政の多面的機能の発揮については意見が出ていませんが、何かございませんか。

それでは、特に意見が出なければ、最後の5、16ページから、今後の水産施策の展開に当たって留意すべき点ということですが、これは政策展開の留意点というこ

とで から の指摘がございますけれども、この部分につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

特に、この部分ございませんか。

そうしますと、もう一回、全体を通じて、何か言い残した点、あるいはここはと思うような点がございましたらお願いいたします。

宮原委員。

宮原委員 言い忘れたので。

15ページから16ページの 水産業・漁村の有する多面的機能の発揮のところでございますが、16ページに書いていただいておりますように、離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮ということで、既に17年度から予算として認めておられるわけでございますが、イのところの漁業者を中心とする環境・生態系保全活動の促進ということで、これは、多面的機能を全国的に普及・拡大をしていただくという視点で書いていただいているものというふうに理解をしておりますので、どうか、この点につきまして、政策として拡充・強化をしていただきたい、このようにお願いを申し上げます。

小野会長 多面的機能ということですね。

どうぞ、森川委員。

森川委員 都会と海、魚というのは、何か、ちょっと離れているような感じがするんです。四方を海で囲まれた日本です。海に水は流れますし、それが繰り返されている地球だということ、それで、浜というのは、やはり漁業者だけでなく、みんなで守っていかないといけないんじゃないかなと思います。

みんなで守っていくこと。それは、やはり環境保全、水なんかの問題のことを考えていくということ。それで、都市、漁村が交流を図りながら海への理解を求め、協力していってもらえるようになることが大事なんじゃないかなと思います。

小野会長 全体を通じて。

西橋委員。

西橋委員 意見でもないんですけども、小売部門の強化というところですが、私たち漁村を持っている消費者としまして、いつも思っていることが、これは漁業だけの話ではなくて農業にも言えることなんです、新しいもの、珍しいもの、すべて大消費地に行ってしまうんですね。それで、私たち地元の消費者にとっては、「ああ、あれがおいしそうだ」と言っても、「これは東京だよ、これは大阪だよ」ということになって、いつも何か、「ああ、私たちがとったものが、何であちらに行ってしまうのだろう」というものと、「それは、そちらの方が高く買ってくれるから当たり前だ」と。それは当たりの話だとは思いますがけれども、今まで、あまりにも地元の消費者をないがしろにしてきたつけが今、漁業、農業にわたってきて

いるのだろうと思っております。

農業の方は、もっと早くからそれにやっと気づいてくれて、今、地産地消ということで、お互いに理解し合えるようになってまいりました。でも、漁業は今のところ、まだ私たち消費者と生産者の間はとても距離があるんです。これは浜に行けない、それだけの距離より、もっともっと距離があると思っています。このところを、やはり消費者の心をつかんでいただかないと今からもっと大変なことというんですか、消費者の心をつかまなければ、漁業にとっても大きな利益にならないのではないかと思っております。

以上です。

小野会長 消費者の心をつかむ方向で、販売とか全体を考えていかなければいかんということだと思えます。

そのほかに。

どうぞ、三鬼委員。

三鬼委員 今、漁船漁業において、やはり魅力がない、魅力に欠けると言われればそれまでのことなんですが、今一番困っていることは、これからの資格者の問題のことです。これから幹部候補生というか法定職員、そういうものに非常に不足をしております。そこで、マグロ船の場合にはインドネシア、それから、カツオ船の場合にはキリバスというような分け方で今、採用しているわけですが、一国に限らず、これからのそういう資格者の採用に当たっては、幅広く国を広げていただきたいなということを行行政の方でも進めていただきたい、このように思っております。

小野会長 士官の資格者を海外にも広げてくれということですか。

西橋委員、どうぞ。

西橋委員 それでは、もう一つ。最近おもしろい本を見まして、「魚を食べると水が節約になる」という本なんですが、「肉やそのほかの食料をつくるのには、水が当然必要になる。ところが、魚はもともと海、そのほかの水中にすんでおり、それを養うのに特別の水は必要としない」ということで、おもしろいなと思っておりましたら、「水が、河川の総量は100億トンであり、農業用水は、そのうち600トンも有している。そこにいくと、魚は水を必要としない」という、とてもおもしろい本がありましたものですから、そういう視点で、やはり消費者に訴えかけることも必要ではないかなと思いました。

以上です。

小野会長 どうもありがとうございました。

水産基本計画の見直しに関する中間論点整理、全体を通じまして御意見、特にございますか。

それじゃ、この中間論点整理は、こういうことでよろしいでしょうか。

何か、御質問、御意見ございますか。

それでは、長官から一言。

小林水産庁長官 改めまして、先ほど副大臣からも御挨拶がありましたように、半年いろいろ議論いただきまして、こういった取りまとめをいただきました。

私どもは、これから各都道府県段階あるいは各地域段階、いろいろな機会を通じまして、この論点整理、参考資料等を使って、まず関係の皆さんによく説明をする。それから、またいろいろ御意見をいただくということを積み重ねて、秋以降の議論につなげていきたいと思っております。

特に、例えば、先ほど宮原委員から、規制改革についての指摘がありましたけれども、結局、具体的に何をやるんだと、どういう問題があって、具体的にどうするんだということを、やはり議論していく必要があります。抽象的なところにあれしでもしょうがないものですから、それらを、やはり具体的に発掘していきたいということと、今、消費者の立場の委員から幾つかございました。やはり生産現場が見えないといいますか、確かに、農林水産業は、どっちかというところと生産と消費の間が遠かった。大分、食の安全・安心もあって農業も生産が進んできたといいますか、ただ、なかなかやはり見にくいところがありますので、恐らく我々のそういった作業、それから、我々だけじゃなくて、特に生産者の皆さんも含めて、消費者の皆さんとよくいろいろな形で取り組んでもらう。

もう女性部ではいろいろ取り組んでもらっておりますけれども、できるだけ広範囲にして見えやすいことにしていく、これは努力しなければいけないと思っております。そういうためにも、基本計画に向けての議論を消費者サイドの皆さんも含めて幅広くやっていきたいと思っておりますので、それにつきましては、また各委員の皆さん方からいろいろなアドバイス等々ありましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

本当に、どうもいろいろありがとうございました。

宮腰農林水産副大臣 今日は、いろいろな御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

今ほど、長官からお話がありましたとおり、先ほどから消費者と産地が乖離しているのは水産物であると。例えば農業であれば、農業体験を進めることによって、あるいはトレーサビリティなどをしっかりやることによって、消費者から見て生産者の顔が見える、あるいは食べている牛の顔も見えるというような取り組みがなされているわけでありましてけれども、これは、生産あるいは加工・流通・消費に至るまでの、そういう仕組みをこれからどうつくっていくかということが大きな課題でもあると思えます。

ただ、漁業体験というと、農業体験のような簡単なわけにはいかないということ

であります、やはり現場で漁業者の方がどういうふうにかんを流して加工・流通・消費に回っているかということ、しっかりと理解をしていただくための運動が食育でもあるというふうにかんっております。

それから、実は鮮魚店に対する政策的な支援というお話もありましたけれども、これは、実は農水省ではありますものの総合食料局の所管である。生産から、例えば産地市場までにかんしては水産庁であります、消費市場、中卸、鮮魚店といった小売、これは総合食料局の所管ということになっております。ただし、これはやはり一体のものとして、これからの生産・加工・流通・消費がどうあるべきかということをかんまえて、局は違いますが、一体のものとして検討していく必要があるというふうにかんっております。

秋までにいろいろな方々の御意見を伺って、それから、本格的な、具体的な議論に入っていきたいとかんっておりますので、どうか、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

小野会長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。

(その他)

小野会長 以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしました、この機会に、本日の議題にかかわらず、どのようなことでも結構ですので、特に御発言があれば賜りたいと思っております。

宮原委員。

宮原委員 今、宮腰副大臣からお話がありました食育の観点の話でございますけれども、総合食料局の方にすべての予算が集中されているというふうにかん聞いておりました、その中で、水産の関係の食育という分野もかなり大きいと思っておりますので、総合食料局の予算の中に、水産に係る部分についての枠取りも、ひとつお願いをしたいと思っております副大臣に陳情を申し上げる次第でございます。

宮腰農林水産副大臣 一応、消費安全局の中に、食育に関する取りまとめの部門がありまして、そこで集約はしております、今おっしゃった水産にかかわる食育の予算の関係は努力してみたいと思っております。

小野会長 そのほかに。

西橋委員 資料3 - 4の用語集ですが、いいものを作っていたなと思っております。これは、この場限りの用語集なんですか。それともどこかに、消費者に見せていただけるようなものなんですか。

小野会長 どうでしょう。

小林水産庁長官 これは、どこで使っていただいても結構です。

西橋委員 そうなんですか。とてもわかりやすく、買参権って、人に聞くわけにもいかないし、おおよそはわかっていたのですが、ここに詳しく書いてあったものですから、よかったなと思って、こういうものが一般の消費者の目にも触れるようになれば、もっと水産に対しての興味がわくんじゃないかなと思ったものですか。

どこに行ったら手に入るんですか。

坂井企画課長 ホームページにも載せてございますので、御活用いただければと思います。

必要部数を言っただけであれば、お送りさせていただきます。

西橋委員 ありがとうございます。

小野会長 そのほかに、何かございませんか。

原田委員。

原田委員 水産基本法の見直しには、直接関係ないかもしれないんですけども、公海域を含む国際的な資源管理の中に少し触れられておりますが、中国ですとか韓国、それから、最近では北朝鮮からのミサイルとか、海洋をめぐる部分で資源の囲い込みとか、非常に緊迫した部分がありまして、水産をやっている者としては、世界中で、こういった資源の囲い込みといえますか、いろいろな部分で、国連の海洋法会議でも公海域をそのままにしておくのではなくてとか、底びきのトロールを排除しようとか、いろいろな動きがありまして、この辺の緊迫した、特に中国、韓国ですとか北朝鮮は、一番近い国でありますから、お互いに水産物を売ったり買ったり、貿易する相手でもありますし、何とか、この辺を、水産だけではなくて外交的な部分を含めていい状況にしていきたいなというふうに感じております。

小野会長 お願いします。

小林水産庁長官 まさに国際的な水産の世界でというか、資源問題ですね。これは、御承知のように、今の公海のトロールの話もありますし、もともとマグロの話とか、ああいう形の中で出てきまして、我々は、ああいった世界では、やはり資源を科学的、客観的な根拠に基づいて持続的に利用していく。これが私どもの基本でして、これは、そういった漁業協定だけではなくて、いわゆるWTO、貿易問題も含めてこれが基本で、これは、引き続き進めていきたいと思っています。

一方で、例えば日本海の問題ですね。ここは今の中国、韓国、これは漁業協定を協定を結んで国際的にやってきていまして、そうは言いながら、なかなか資源問題、それから、環境問題を含めて、いろいろ難しい問題があるものですから、端的に言うと、例えば去年のクラゲですね。こういったことについて、これは、やはり科学的なベースが必要なので、日中間の研究者のそういった取り組みを始めているとか、そういう流れがあります。

一方で、やはり貿易問題がこれから大きくなっていきます。ただ、水産の場合には貿易問題が、やはり資源問題と裏腹だと思っんですね。特に、日中・韓、ロシアもあります。そういったところで、同じ水域を使って、同じ資源を使っているわけですから、そうすると、我々はやはり、ロシアもいずれWTOに加入するでしょう。そうなったときの貿易問題即資源問題という中で、どうやってうまく組み立てていくかというようなことが基本かと思っていまして、我々が従来やってきた伝統といひますか、漁業という意味での協定、そういう交渉と貿易問題という交渉、これらが一体化していく。さらには、いずれ資源、環境問題も出てきますけれども、それは、やはり総合的に、よく全体を見ながら取り組んでいく必要があるかなと、一つの問題意識を持ってやっているところであります。

小野会長 そのほかに、特にございますか。

閉 会

小野会長 特になければ、以上をもちまして本日の審議会を終わらせていただきます。

どうも長時間、ありがとうございました。

了